１．申請年月日	（新設）
２．・３．（略）	１．・２．（略）
４．確認を行った住宅が共同住宅等である場合は、区分所有住宅の該当の有無	（新設）
５．長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別	３．工事種別
６．長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期	（新設）
７．（略）	４．（略）
８．確認対象住戸	５．確認対象住戸及び当該住戸の床面積（当該住戸が複数の階にわたる場合はそれぞれの階における床面積）
９．（略）	６．（略）
（略）	（略）
第十一号の五様式（第七条の四関係）	第十一号の五様式（第七条の四関係）
（略）	（略）
（新築／増築・改築／既存）	（新築／増築・改築）
（略）	（略）
１．申請年月日	（新設）
２．・３．（略）	１．・２．（略）
４．長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第１項から第５項までの規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、当初確認時又は住宅性能評価時の工事種別	３．当初確認が新築又は増築・改築の場合にあっては工事種別
５．長期優良住宅の普及の促進に関する法律第５条第６項又は第７項の規定による認定の申請に係る住宅の確認を行った場合は、新築又は当初確認若しくは住宅性能評価を受ける前にした増築・改築の時期	（新設）
６．（略）	４．（略）
（略）	（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和四年十月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

２　改正法第二条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第六項又は第七項の規定による認定の申請であって、施行日前に建築がされた共同住宅等（施行日以後に増築又は改築がされたものを除く。）に係るものに対する第一条の規定による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（次項において「新長期優良住宅法施行規則」という。）第四条の規定の適用については、同条第二号中「四十平方メートル（」とあるのは、「五十五平方メートル（」とする。

３　この省令の施行の際現にされている長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項から第五項までの規定による認定の申請（同法第八条第一項の規定による変更の認定の申請を含む。）又は同法第十条の承認の申請に係る申請書の様式については、新長期優良住宅法施行規則第一号様式、第一号の二様式、第三号様式及び第七号様式にかかわらず、なお従前の例による。

４　この省令の施行の際現にされている住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条の二第一項の規定による確認の求めに係る申請書の様式については、第二条の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則別記第十一号の二様式及び別記第十一号の三様式にかかわらず、なお従前の例による。